

保存期間 5 年

通達乙人少第11号

令和 5 年 3 月 28 日

本部内各部課長

警察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

人身安全少年統括官

人身安全関連事案への対応上の留意事項について

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、人身安全関連事案に対処するための体制の確立について（令和5年3月28日付け通達乙人少第10号ほか。以下「体制確立通達」という。）のほか、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について（令和5年3月28日付け通達乙人少第12号ほか。以下「恋もつ事案対応通達」という。）、行方不明事案については、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項について（令和5年3月28日付け通達乙人少第14号ほか。以下「規則留意事項通達」という。）、児童虐待事案については、児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について（令和5年3月28日付け通達乙人少第13号ほか）、高齢者虐待については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（平成27年5月13日付け通達乙人対第58号）、障害者虐待については、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた障害者虐待事案への適切な対応について（平成27年5月13日付け通達乙人対第59号）により対応しているところであるが、その対応上の留意事項については下記のとおりとするので、遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、人身安全関連事案への対応上の留意事項について（令

和3年10月8日付け通達乙人対第386号)は、廃止する。

記

第1 人身安全関連事案への対応上の留意事項

1 警察署長及び人身安全関連事態対処班への速報

人身安全関連事案については、認知した段階では事案の危険性・切迫性を正確に把握することが困難であるため、認知した段階で警察署長及び人身安全関連事態対処班(体制確立通達1(1)の「人身安全関連事態対処班」をいう。以下同じ。)に速報することとされている。

人身安全関連事態対処班への速報については、特に被害者・関係機関等から警察署で相談を受けている場合や行方不明届を受理している場合には、可能な限り被害者や届出人等を帰宅させる前に、速報するよう指導を徹底すること。

速報を受けた人身安全関連事態対処班は、配偶者からの暴力事案等と児童虐待事案のように、人身安全関連事案として複数の要素が絡み合う事案があり得ることを念頭に置きつつ、事案の認知段階から情報を集約して事態を掌握し、警察署に対し必要な指導・助言・支援を一元的に行うこと。

なお、事案認知の段階では、人身安全関連事案該当性の判断が困難な場合もあり得るところ、そのような場合には、危険性等の見極めをより適切に行うため、広く人身安全関連事案として捉え、警察署長及び人身安全関連事態対処班に速報するよう徹底すること。

2 関係する警察本部への情報共有

人身安全関連事案の関係場所が複数都道府県にわたる場合や加害者又は被害者が他の都道府県へ転居した場合には、別添1の様式を用いて情報共有を行うとともに、関係都道府県警察と連携を密にして対処に当たること。

また、以後、事案の処理方針に影響を及ぼし得る情報を把握した場合や事案の継続的対処を終結した場合には、関係都道府県警察に対して連絡し、その経過を別添1に記録すること。

3 被害者等に対する配慮

被害者等から相談等を受理するに当たっては、警察署等の適切な施設で行い、外から見えない相談室で話を聞くなど、被害者等の安全の確保やプライバシーに十分配慮した対応をするとともに、事案の特性に鑑み、被害者等の負担を軽減し、

二次被害を与えないよう、女性警察官による被害相談対応等の配慮をすること。
被害児童に対しては、児童の心理・特性に関する専門的知識・知見を有する少年
補導職員を積極的に活用すること。

また、被害者等が外国人である場合には、通訳人を早期に確保するなど被害者
等の立場に立つたできる限りの配慮を行うこと。

4 被害者等に関する個人情報の保護

被害者等の安全を確保するため、被害者等の氏名、住所等のほか、電話番号や
メールアドレス等を含む個人情報の保護を徹底すること。例えば、人身安全関連
事案の加害者の中には、被害者等が住所等を変えた場合には、当該場所を探し出
そうとする者もいるところ、警察が保有する被害者等に係る個人情報（氏名、住
所又は居所）については、被害者等の生命及び身体を保護する上で特に重要な個
人情報であることを認識し、当該情報の取扱いには十分留意すること。

特に、他部門における別事件の取扱いにおいて、秘匿避難している被害者等の
氏名及び住所又は居所を被疑者情報として広報すること等がないよう、秘匿避難
に係る情報の共有を図るとともに、他部門においても照会等を確実に実施するよ
う指導を徹底すること。

第2 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応上の留意事項

1 意思決定支援手続の実施

恋もつ事案対応通達2(1)ア(イ)において別に定めることとされた意思決定支援
手続については、次のとおりとする。

(1) 趣旨

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案では、身近な者が行為者であるな
どの理由から、被害届の提出等をためらうことも見受けられることから、事案
の特徴、警察として執り得る措置、被害者自身の選択・決断・協力の必要性等
を分かりやすく説明し、理解を求めた上で、被害者の意思決定を支援すること
が必要である。

(2) 実施方法

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案について警察署等において相談が
された際に、下記アからエ（別添2）について説明及び記入を実施する。

その際、被害者等が事案の危険性・切迫性を正しく認識しているとは限らな

いため、この種の事案の危険性等を十分に説明し、刑事手続を執ることを強く促すこと。

また、措置の法的根拠、それぞれの法的効果、手続の流れ等を十分に説明した上で、被害者の安全を確保するという観点からその意思決定を支援すること。

なお、こうした説明にもかかわらず、記入について協力が得られなかった場合は、その経緯について相談票等に記録化すること。

ア 「警察に来られたあなたへ」

被害者等に対して、この種事案の特徴、被害者自身の選択、協力の必要性等を説明する際に活用するもの。

イ 「ストーカー対策の流れ・DV（配偶者からの暴力等）対策の流れ」

被害者等に対して、警察の執り得る措置等を説明する際に活用するもの。

ウ 「刑事手続ってどういうもの？」

被害者等に対して、刑事手続を説明する際に活用するもの。

エ 「ストーカー・DV等への対応について（確認書）」

上記ア、イ、ウによる説明後、被害者に自書での記入を求めるもの（押印・指印を求めることは必要ない。）。

(3) 留意事項

ア 上記(2)エの書面については、紛失や誤廃棄等その取扱いに十分注意して保存すること。保存期限については5年とする。

イ 被害者がNPO等の紹介を希望した場合は、直接ではなく、配偶者暴力相談支援センターに間接的に依頼することとしても差し支えない。

2 警察署における対応上の留意事項

(1) 相談等対応時の留意事項

被害者等が相談に訪れた際、加害者との関係や被害の状況、受けた被害に対する感情等について、被害者等が客観的かつ十分な説明をすることは必ずしも期待できないことを念頭に置いた上で、事実関係の詳細かつ正確な把握に努めること。そのためには、「どんな被害を受けたのか」などと漠然と問いかけるのみならず、例えば、「「殺す」と言われたことがあるか」、「1時間に1回は連絡するよう強要されていないか」など被害の具体例を示して確認するなどの工夫をすること。

(2) 犯罪捜査と並行した行政措置等の検討

事案対応に際し、加害者に対する犯罪捜査に着手した場合であっても、並行して、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に基づく警告又は禁止命令等や、被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づく裁判所に対する保護命令の申立て等が可能であることに十分留意し、被害者等の安全確保のために執り得る法令上の措置の幅広い検討に努めること。

(3) 情勢変化への的確な対応に関する留意事項

ストーカー規制法を適用して事件を立件する際、急を要する場合には、犯罪事実について「合理的な疑いを超えた証明」までは得られなくとも強制捜査の要件を満たした段階で早期に被疑者の逮捕等を行うよう下命するなど、被害者やその親族等の生命及び身体を保護するために警察署長の権限をいかに行使してその職責を全うするかという観点を最優先し、積極的かつ迅速な事件化を念頭に置いた指揮をすること。

なお、情勢変化に迅速的確に対応するためにも、事案処理や継続的な過程において、被害者、加害者等の動向に変化があった場合には、直ちに警察署長及び人身安全関連事態対処班に報告すること。

3 関係機関等との連携体制の確保

(1) 連携体制の確保

相談等を受理した際、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させるため、被害者保護に係る中心的な機関である女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）及び女性相談センターからの一時保護委託先となる施設との連携体制を確保すること。被害者に子がいる場合は、児童虐待が伏在している可能性があることから、児童相談所とも連携体制を確保すること。

また、公的施設に加えて、民間シェルターとの連携を図るほか、ホテル等の宿泊施設についても、協定締結を行うなど避難先として利用できるように努めること。

さらに、被害者等の状況に応じた保護対策が確実に図られるよう、地域の実情に応じ、できるだけ多数の機関等との連携を確保すること。その際、夜間や

休日、地理的状況、家族等の状況等に応じた連携がとれるよう配慮すること。

(2) 連携確保に当たっての留意事項

被害者等の保護対策に関して、関係機関との協議会等の場で協議するなどして、連携体制構築についての理解を得るほか、例えば、夜間・休日の受入れ、保護施設への同行方法、外国人への対応、退所時の警察への連絡等、運用において調整を要する事項についても、あらかじめ協議又は確認をしておくこと。

また、関係機関に対しては、警察の権限及び任務について理解を得るとともに、各種制度、役割等について相互に確認し、被害者等に適切に教示できるよう留意すること。

さらに、全ての職員に対して恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案における関係機関による被害者保護に係る役割について理解させ、関係機関との連携協力が図られるよう教養を推進するとともに、関係機関と協議又は確認した事項について関係職員に周知し、連絡や対応に遺漏ないように留意すること。

第3 行方不明事案への対応上の留意事項

1 特異行方不明者該当性の判定

規則第11条及び規則留意事項通達第2の6において、受理署長（規則第10条に定める「受理署長」をいう。以下同じ。）は、行方不明者届を受理した段階はもとより、その後の継続的な発見活動により得られた情報を踏まえ、随時、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定することとされている。

この場合において、「行方不明となる特段の原因・動機が確認できなかった」という消極的な情報については、特異行方不明者該当性を判定する上で参酌されるものであるとともに、同情報は、規則第2条第2項第3号に規定する「行方不明となる直前の行動その他の事情に照らして」の「その他の事情」に当たると解されることに留意すること。

2 事案の継続的な管理

人身安全関連事態対処班は、特異行方不明者に係る事案のうち、発見に至っていない事案の継続的な管理に努めるとともに、受理署長に対し、特異行方不明者の発見に資する情報等を収集するため、届出人その他関係者と適時連絡を取るよう指導・助言を行うこと。

3 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への適切な対応

ストーカー事案又は配偶者からの暴力事案等の被害者に関する行方不明者届の受理等については、次の点に留意すること。

(1) 被害者から援助の申出がなされた後、被害者に係る行方不明者届が提出されようとした場合

ア 援助を実施する際の留意事項

被害者からの申出を受け、ストーカー規制法第7条第1項又は配偶者暴力防止法第8条の2に基づく警察本部長等の援助（以下単に「援助」という。）として、加害者に被害者の住所又は居所を知られないようにするための措置を講じる警察本部長等は、警察が当該被害者の生命及び身体の安全を確認できる場合には、当該被害者は規則第2条第1項に定める「行方不明者」に該当しないため行方不明者届は受理されないこと等について、当該被害者に対し説明すること。

イ 関係警察署長への通知

行方不明者届については、規則第6条第1項に基づき、原則として行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所を管轄する警察署長が受理することとされていることから、援助を実施した警察本部長等は、被害者の住所又は居所を管轄する警察署長に対し、当該被害者に対する援助を実施している旨を通知すること。

ウ 加害者が被害者に係る行方不明者届をしようとした場合への対応

警察においてその生命及び身体の安全を確認している被害者について、加害者が当該被害者を追跡する手段として行方不明者届をしようとした場合、加害者に対し、当該被害者は規則第2条第1項に定める「行方不明者」に該当しないことから行方不明者届を受理することはできない旨を説明し、以後、加害者からの当該被害者に係る行方不明者届を受理しないこと。

(2) 被害者に係る行方不明者届を加害者から受理した後、両者の関係性が判明した場合

加害者から被害者に係る行方不明者届がなされ受理した後に、被害者が警察にストーカー事案又は配偶者からの暴力事案等に関する相談をするなどして、届出人が加害者であり、被害者に係る行方不明者届であることが明らかとなった場合、被害者から被害状況等を聴取、記録化した上で、援助を実施するなど

必要な措置を講ずること。

被害者である行方不明者を発見した場所を管轄する警察署長は、規則第25条第3項に定める行方不明者発見票を作成するとともに、受理署長に対し、当該行方不明者は被害者であることが判明したこと、援助を実施したこと等を通知すること。

上記通知を受けた受理署長は、規則第26条第2項に基づき、被害者である当該行方不明者の同意がある場合を除き、届出人である加害者に対して、同条第1項に規定する発見等の通知をしないこと。

なお、これらの取扱いについて届出人である加害者から説明を求められた場合には、規則に基づく措置であることを説明すること。

(3) 留意事項

加害者が被害者の追跡のため、被害者と同居している子等に係る行方不明者届をし、当該届が受理された後、届出人が加害者で、被害者と同居している子等に係る行方不明者届であることが判明した場合も、(2)と同様の対応を行うこと。

本件担当

生活安全部人身安全少年課

企画・指導係 (3421・3422)

人身安全対策係 (3431～3433)

児童虐待対策係 (3441・3443)

行方不明係 (3441・3444)

<別添略>